

令和2年度第4四半期における専決処理について

令和3年5月26日
原子力規制庁

原子力規制委員会への報告が必要となる専決事項に関する令和2年度第4四半期における専決処理案件は合計124件で、その概要は以下のとおり。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係(109件)**(1) 原子炉設置の変更の許可関係 1件(別表1)**

例：京都大学複合原子力科学研究所試験研究用等原子炉施設に係る原子炉設置変更の承認(別表1)

(2) 原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 44件(別表2~45)

例：三菱原子燃料株式会社の核燃料物質加工施設保安規定の変更の認可(別表2)

(3) 原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 20件

(別表46~65)

例：三菱原子燃料株式会社の核物質防護規定の変更の認可(別表47)

(4) 原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係 8件

(別表66~73)

例：関西電力株式会社大飯発電所1号炉の発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可(別表66)

(5) 核燃料物質の使用の変更の許可関係 7件(別表74~80)

例：国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所横浜庁舎における核燃料物質の使用の変更の許可(別表74)

(6) 核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係 6件(別表81~86)

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可(別表81)

(7) 核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係 2件

(別表87~88)

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等の核物質防護規定の変更認可(別表88)

(8) 核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可関係 1件 (別表 89)

例：旭化成株式会社製造統括本部川崎製造所における核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可 (別表 89)

(9) 国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係 7件

(別表 90~96)

例：シンフォニアテクノロジー株式会社伊勢製作所における計量管理規定の変更の認可 (別表 90)

(10) 指定情報処理機関の事業計画等の認可等関係 3件 (別表 97~99)

例：指定情報処理機関 (公益財団法人核物質管理センター) の令和2年度事業計画及び収支予算の認可 (別表 97)

(11) 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係 10件 (別表 100~109)

例：原子炉注水系、非常用水源及び格納容器内の不活性雰囲気維持機能に係る運転上の制限見直しに係る実施計画の変更認可 (別表 100)

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係 (15件)

(12) 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 13件

(別表 110~122)

例：日本医科大学武蔵小杉病院における放射線発生装置の使用許可申請について (別表 110)

(13) 特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係 2件 (別表 123~124)

例：放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用者である法人の分割に係る認可申請 (埼玉県) (別表 123)

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉設置の変更の許可関係	原子炉等規制法第26条第1項の規定による変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	試験研究用等原子炉施設に係る原子炉設置変更の承認について(京都大学複合原子力科学研究所)	○令和2年12月24日付け(令和3年2月8日付けで一部補正)で、国立大学法人京都大学から、京都大学複合原子力科学研究所(熊取町)における臨界実験装置(KUCA)の運転時の異常な過渡変化の解析のうち、実験物の異常等による反応度の付加の変更に係る原子炉設置変更承認申請あり。 ○審査の結果、「実験物の異常等による反応度の付加」に係る解析を削除することについて、照射物の使用をしないこと等の措置を講ずることにより反応度が異常に投入されることがなくなるため、基準に照らし、災害の防止上支障がないことを確認。 ○令和3年3月30日に承認。	研究炉等審査部門
2	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第22条第1項の規定による加工事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	加工施設保安規定の変更の認可について(三菱原子燃料株式会社)	○令和2年9月4日付け(令和2年12月18日付けで一部補正)で、三菱原子燃料株式会社(東海村)から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正及び新規制基準対応工事が完了した建物・構築物及び設備・機器に係る事項の変更等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた加工施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和3年1月14日に認可。	核燃料施設審査部門
3			加工施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター)	○令和2年10月21日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、人形峠環境技術センター(鏡野町)における加工施設の廃止措置の実施に伴う変更等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、人形峠環境技術センターの廃止措置を実施するための関連する条文が適切に変更されていること等から、保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障のないことを確認。 ○令和3年1月20日に認可。	研究炉等審査部門
4			加工施設保安規定の変更の認可について(原子燃料工業株式会社熊取事業所)	○令和2年7月31日付け(令和2年12月23日付けで一部補正)で、原子燃料工業株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う熊取事業所(熊取町)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた加工施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和3年1月29日に認可。	核燃料施設審査部門
5			加工施設保安規定の変更の認可について(原子燃料工業株式会社東海事業所)	○令和2年9月18日付け(令和2年12月23日付けで一部補正)で、原子燃料工業株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う東海事業所(東海村)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた加工施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和3年1月29日に認可。	核燃料施設審査部門

6		加工施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所)	<p>○令和3年1月29日付け(令和3年2月19日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正に伴う濃縮・埋設事業所加工施設(六ヶ所村)の保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、同告示の一部改正を踏まえ、放射線業務従事者の線量限度として、眼の水晶体の等価線量が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年3月4日に認可。</p>	核燃料施設審査部門
7		加工施設保安規定の変更の認可について(株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン)	<p>○令和2年9月25日付け(令和3年2月18日付け及び令和3年3月4日付けで一部補正)で、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン(横須賀市)から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること等を確認。</p> <p>○令和3年3月16日に認可。</p>	核燃料施設審査部門
8		加工施設保安規定の変更の認可について(三菱原子燃料株式会社)	<p>○令和3年2月15日付け(令和3年3月8日付けで一部補正)で、三菱原子燃料株式会社(東海村)から、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、同告示の一部改正を踏まえ、放射線業務従事者の線量限度として、眼の水晶体の等価線量が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年3月16日に認可。</p>	核燃料施設審査部門
9		加工施設保安規定の変更の認可について(原子燃料工業株式会社東海事業所)	<p>○令和3年2月15日付けで、原子燃料工業株式会社から、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正等に伴う東海事業所(東海村)の保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、同告示の一部改正を踏まえ、放射線業務従事者の線量限度として、眼の水晶体の等価線量が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年3月16日に認可。</p>	核燃料施設審査部門
10		加工施設保安規定の変更の認可について(原子燃料工業株式会社熊取事業所)	<p>○令和3年2月15日付けで、原子燃料工業株式会社から、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正等に伴う熊取事業所(熊取町)の保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、同告示の一部改正を踏まえ、放射線業務従事者の線量限度として、眼の水晶体の等価線量が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年3月16日に認可。</p>	核燃料施設審査部門

11	原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所JRR-3原子炉施設)	○平成26年9月26日付け(令和元年6月7日付け、令和2年8月7日付け、令和3年1月22日付け及び令和3年2月5日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)におけるJRR-3原子炉施設の新規基準準対応に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、外部事象、内部火災、内部溢水、及び多量の放射性物質等を放出する事故に係る措置が定められていること等を確認。 ○令和3年2月9日に認可。	研究炉等審査部門
12		試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所原子炉施設)	○令和2年5月25日付け(令和2年12月23日付けで一部補正)で、学校法人五島育英会から、東京都市大学原子力研究所原子炉施設(川崎市)において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確認した上で定期事業者検査を実施すること、設計及び工事も含めた試験研究用等原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和3年3月8日に認可。	研究炉等審査部門
13		試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(近畿大学原子力研究所原子炉施設)	○令和2年9月28日付け(令和3年1月29日付けで一部補正)で、学校法人近畿大学から、原子力研究所(東大阪市)において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和3年3月10日に認可。	研究炉等審査部門
14		試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所原子炉(東芝臨界実験装置)NCA施設)	○令和2年9月10日付け(令和2年12月21日付け及び令和3年2月25日付けで一部補正)で、東芝エネルギーシステムズ株式会社から、原子力技術研究所(川崎市)において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた試験研究用等原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和3年3月11日に認可。	研究炉等審査部門
15		試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	○令和元年11月15日付け(令和3年2月18日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)におけるTCA(軽水臨界実験装置)施設の廃止措置の実施に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、TCA施設の廃止措置を実施するための関連する条文が適切に変更されていること等を確認。 ○令和3年3月17日に認可。	研究炉等審査部門

16		<p>試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人原子力研究開発機構大洗研究所北地区)</p>	<p>○令和2年7月17日付け(令和2年12月18日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(大洗町)におけるJMTR原子炉施設の廃止措置の実施に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、JMTR原子炉施設の廃止措置を実施するための関連する条文が適切に変更されていることを確認。 ○令和3年3月17日に認可。</p>	研究炉等審査部門
17		<p>試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設)</p>	<p>○令和2年7月31日付け(令和3年1月15日付け、令和3年2月1日付け、令和3年2月12日付け及び令和3年3月12日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)の排水貯留ポンド及び保管廃棄施設・Lにおいて、JRR-3原子炉施設及びNSRR施設の運転に伴って発生する放射性廃棄物の処理等を行うため、新規基準対応のための試験研究用等原子炉施設の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、外部事象、内部火災に係る措置、放射性液体廃棄物の処理方法が定められていること等を確認。 ○令和3年3月30日に認可。</p>	研究炉等審査部門
18		<p>試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(東芝エネルギーシステムズ株式会社研究炉管理センター東芝教育訓練用原子炉施設(TTR-1))</p>	<p>○令和2年9月10日付け(令和2年12月21日及び令和3年2月25日付けで一部補正)で、東芝エネルギーシステムズ株式会社から、研究炉管理センター東芝教育訓練用原子炉施設(TTR-1)(川崎市)において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で定期事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた試験研究用等原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和3年3月30日に認可。</p>	研究炉等審査部門
19		<p>試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(株式会社日立製作所王禅寺センタ日立教育訓練用原子炉)</p>	<p>○令和2年9月28日付け(令和2年12月25日付けで一部補正)で、株式会社日立製作所から、王禅寺センタ日立教育訓練用原子炉(川崎市)において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で定期事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた試験研究用等原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和3年3月30日に認可。</p>	研究炉等審査部門
20		<p>試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(学校法人立教学院立教大学原子力研究所原子炉施設)</p>	<p>○令和2年9月29日付け(令和3年1月21日付けで一部補正)で、学校法人立教学院から、立教大学原子力研究所原子炉施設(横須賀市)において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で定期事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた試験研究用等原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和3年3月30日に認可。</p>	研究炉等審査部門

21	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の承認について(国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉施設)	<p>○令和2年9月30日付け(令和3年2月8日付けで一部補正)で、国立大学法人京都大学から、核原料物質、複合原子力科学研究所(熊取町)において、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う保安規定の変更承認申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた試験研究用等原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年3月30日に承認。</p>	研究炉等審査部門
22	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の承認について(京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設)	<p>○令和2年9月30日付け(令和3年2月8日付けで一部補正)で、国立大学法人京都大学から、核原料物質、複合原子力科学研究所(熊取町)において、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う保安規定の変更承認申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた試験研究用等原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年3月30日に承認。</p>	研究炉等審査部門
23	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設)	<p>○令和3年1月12日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(北地区)(大洗町)において、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、線量告示の一部改正に基づく放射線業務従事者の眼の水晶体に係る線量限度が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年3月30日に認可。</p>	研究炉等審査部門
24	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)原子炉施設)	<p>○令和3年1月12日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(南地区)(大洗町)において、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、線量告示の一部改正に基づく放射線業務従事者の眼の水晶体に係る線量限度が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年3月30日に認可。</p>	研究炉等審査部門
25	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	<p>○令和3年1月25日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、線量告示の一部改正に基づく放射線業務従事者の眼の水晶体に係る線量限度が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年3月30日に認可。</p>	研究炉等審査部門

26		試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設)	<p>○令和3年2月10日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設(むつ市)において、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、線量告示の一部改正に基づく放射線業務従事者の眼の水晶体に係る線量限度が定められていることを確認。</p> <p>○令和3年3月30日に認可。</p>	研究炉等審査部門
27	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設)	<p>○令和2年5月11日付け(令和2年8月31日付け及び令和2年12月22日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、新型転換炉原型炉施設(敦賀市)において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確認した上で定期事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年1月6日に認可。</p>	研究炉等審査部門
28		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	<p>○令和2年11月13日付けで、四国電力株式会社から、伊方発電所2号炉の廃止措置計画の認可を踏まえた組織改正に伴う同発電所の保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、組織改正に伴う業務の統合を行うものであり、保安のために講ずべき措置に必要な組織及び職務内容が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年1月14日に認可。</p>	実用炉審査部門
29		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設)	<p>○令和3年1月12日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設(敦賀市)において、廃止措置計画課を新設することに伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、新設する廃止措置計画課長の職務として、もんじゅの廃止措置に係る計画の策定に関する業務が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年2月3日に認可。</p>	研究炉等審査部門
30		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	<p>○令和元年7月31日付け(令和元年10月8日、令和2年6月12日、令和2年10月16日、令和3年1月25日及び令和3年2月4日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、原子力規制委員会設置法の一部施行(新規基準の施行)及び新知見反映等に伴う高浜発電所の保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、全号炉を運転するために必要な事項等が定められていること、津波警報等が発表されない可能性がある津波への対応として、必要な体制及び手順の整備等が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年2月15日に認可。</p>	実用炉審査部門

31		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社美浜発電所)</p>	<p>○令和2年12月4日付けで、関西電力株式会社から、環境放射能用計測器(積算線量計)の設備更新に伴う美浜発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、積算線量計について必要な数量を定め、定期的に点検を実施することにより機能維持を図ることを定めていること等を確認。 ○令和3年2月19日に認可。</p>	実用炉審査部門
32		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社高浜発電所)</p>	<p>○令和2年12月4日付け(令和3年2月16日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、環境放射能用計測器(積算線量計)の設備更新に伴う高浜発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、積算線量計について必要な数量を定め、定期的に点検を実施することにより機能維持を図ることを定めていること等を確認。 ○令和3年2月19日に認可。</p>	実用炉審査部門
33		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社大飯発電所)</p>	<p>○令和2年12月4日付けで、関西電力株式会社から、環境放射能用計測器(積算線量計)及びモニタリングポスト等の設備更新に伴う大飯発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、積算線量計について必要な数量を定め、定期的に点検を実施することにより機能維持を図ることを定めていること、モニタリングポスト等の位置及び凡例が適切に変更されていること等を確認。 ○令和3年2月19日に認可。</p>	実用炉審査部門
34		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)</p>	<p>○令和2年12月23日付けで、九州電力株式会社から、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る玄海原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、放射性廃棄物でない廃棄物の判断の対象範囲、判断方法及び保安上の措置について保安規定に適切に記載していること等を確認。 ○令和3年3月12日に認可。</p>	実用炉審査部門
35		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)</p>	<p>○令和2年3月30日付け(令和2年11月5日及び令和3年2月5日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、原子力規制委員会への回答文書等の反映等に伴う福島第二原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年10月30日に認可した柏崎刈羽原子力発電所の保安規定で定められた「原子力事業者としての基本姿勢」の記載の一部を福島第二原子力発電所に合わせた名称等に適切に変更した上で、福島第二原子力発電所の保安活動に展開するものであること等を確認。 ○令和3年3月18日に認可。</p>	実用炉審査部門

36		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社東通原子力発電所)</p>	<p>○令和2年11月5日付け(令和3年2月5日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、原子力規制委員会への回答文書等の反映等に伴う東通原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和2年10月30日に認可した柏崎刈羽原子力発電所の保安規定で定められた「原子力事業者としての基本姿勢」の記載の一部を東通原子力発電所に合わせた名称等に適切に変更した上で、東通原子力発電所の保安活動に展開するものであること等を確認。 ○令和3年3月18日に認可。</p>	<p>実用炉審査部門</p>
37		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)</p>	<p>○令和3年1月6日付けで、中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事に伴う管理区域の変更に係る同発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、2号炉の原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事に伴い、大物機器搬入口の管理区域を解除し、大物搬入口内扉を新たな管理区域境界として設定していること、管理区域の解除に当たっては、管理区域に係る基準値を超えていないことを確認したうえで解除を行うとしていること等を確認。 ○令和3年3月23日に認可。</p>	<p>実用炉審査部門</p>
38		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)</p>	<p>○令和2年12月11日付け(令和3年3月9日付けで一部補正)で、中部電力株式会社から、浜岡原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画の変更の反映並びに1号炉及び2号炉の廃止措置の進捗等に伴う同発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置計画の変更認可に基づく性能維持施設の施設管理方針等が適切に規定されていること、廃止措置の進捗に伴う管理区域の解除及び設定が適切になされていること等を確認。 ○令和3年3月31日に認可。</p>	<p>実用炉審査部門</p>
39		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(日本原子力発電株式会社東海発電所)</p>	<p>○令和2年12月9日付け(令和3年1月29日付けで一部補正)で、日本原子力発電株式会社から、東海発電所の廃止措置計画の変更の反映等に伴う同発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置計画の変更認可に基づく性能維持施設の施設管理方針等が適切に規定されていること等を確認。 ○令和3年3月31日に認可。</p>	<p>実用炉審査部門</p>
40	<p>原子炉等規制法第50条第1項の規定による再処理事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。</p>	<p>再処理施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社再処理事業所)</p>	<p>○令和3年1月29日付け(令和3年2月19日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正に伴う再処理事業所再処理施設(六ヶ所村)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、同告示の一部改正を踏まえ、放射線業務従事者の線量限度として、眼の水晶体の等価線量が定められていること等を確認。 ○令和3年3月4日に認可。</p>	<p>核燃料施設審査部門</p>

41		再処理施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設)	<p>○令和2年5月11日付け(令和2年10月13日付け、令和2年12月18日付け及び令和3年2月3日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海村)において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で定期事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた再処理施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年3月8日に認可。</p>	研究炉等審査部門
42	原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による廃棄事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	廃棄物管理施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	<p>○令和2年5月11日付け(令和2年10月20日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で検査等を実施すること、廃棄物埋設施設の点検及び検査の方法等に係る施設管理計画が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年2月5日に認可。</p>	研究炉等審査部門
43		廃棄物管理施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社再処理事業所)	<p>○令和3年1月29日付け(令和3年2月19日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正に伴う再処理事業所廃棄物管理施設(六ヶ所村)の保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、同告示の一部改正を踏まえ、放射線業務従事者の線量限度として、眼の水晶体の等価線量が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年3月4日に認可。</p>	核燃料施設審査部門
44		廃棄物埋設施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所)	<p>○令和3年1月29日付け(令和3年2月19日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正に伴う濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設(六ヶ所村)の保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、同告示の一部改正を踏まえ、放射線業務従事者の線量限度として、眼の水晶体の等価線量が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年3月4日に認可。</p>	核燃料施設審査部門
45		廃棄物管理施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設)	<p>○令和3年1月12日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(大洗町)において、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、線量告示の一部改正に基づく放射線業務従事者の眼の水晶体に係る線量限度が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年3月30日に認可。</p>	研究炉等審査部門

46	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(三菱原子燃料株式会社)	○令和2年11月9日付けで、三菱原子燃料株式会社(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:新規基準に適合するための補強工事に伴う一部防護区域の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
47		原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(三菱原子燃料株式会社)	(46と同件) ○審査の結果、当該防護区域の変更に関し、審査基準の要件を満たすことを確認したことから、令和3年1月12日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
48		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構用等原子炉施設)	○令和2年10月27日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:耐震改修工事に伴う防護区域非常口扉の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
49		原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構用等原子炉施設)	(48と同件) ○審査の結果、当該非常口扉の変更に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年2月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
50		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和2年10月19日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:侵入防止対策及び監視機能の強化等に伴う立入制限区域の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

51	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事 こと。	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	(50と同伴) ○審査の結果、当該立入制限区域の変更に関し、審査基準の要件を満たすことを確認したことから、令和3年1月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
52	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事 こと。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和2年11月9日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:既設建屋連絡トンネル設置工事の進捗に伴う立入制限区域及び周辺防護区域の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
53	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事 こと。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	(52と同伴) ○審査の結果、当該立入制限区域及び周辺防護区域の変更に関し、審査基準の要件を満たすことを確認したことから、令和3年1月29日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
54	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事 こと。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和2年11月9日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:大物搬入建屋防護扉取替に伴う防護区域の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
55	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事 こと。	核物質防護規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	(54と同伴) ○審査の結果、当該防護区域の変更に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年1月29日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

56	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和2年11月16日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:竜巻飛来物防護対策工事等に伴う復水タンク及び海水ポンプに係る防護措置の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
57	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	(56と同件) ○審査の結果、当該防護措置の変更に関し、審査基準の要件を満たすことを確認したことから、令和3年2月3日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
58	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀廃止措置実証部門新型転換炉原型炉ふげん原子炉施設)	○令和2年12月15日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(敦賀市)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:一部ゲート撤去に伴う立入制限区域の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
59	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀廃止措置実証部門新型転換炉原型炉ふげん原子炉施設)	(58と同件) ○審査の結果、当該立入制限区域の変更に関し、審査基準の要件を満たすことを確認したことから、令和3年2月18日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
60	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(北陸電力株式会社志賀原子力発電所)	○令和2年11月20日付けで、北陸電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:周辺防護区域における防護設備の追加等に伴う核物質防護規定の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

61	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(北陸電力株式会社志賀原子力発電所)	(60と同伴) ○審査の結果、当該核物質防護規定の変更に関し、審査基準の要件を満たすことを確認したことから、令和3年2月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
62	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和3年1月19日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:原子炉搬入口耐震対策工事に伴う防護区域境界の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
63	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	(62と同伴) ○審査の結果、当該防護区域境界の変更に関し、審査基準の要件を満たすことを確認したことから、令和3年3月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
64	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核サイクル工学研究所再処理施設)	○令和2年12月22日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う再処理施設核物質防護規定の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
65	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核サイクル工学研究所再処理施設)	(64と同伴) ○審査の結果、当該核物質防護規定の変更に関し、審査基準の要件を満たすことを確認したことから、令和3年2月18日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

66	原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(関西電力株式会社大飯発電所1号炉)	○令和2年8月28日付け(令和2年12月4日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う大飯発電所1号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設が定められていること、原子炉設置許可に記載された方針に従い廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立する方針であること等を確認。 ○令和3年1月4日に認可。	実用炉審査部門
67			発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(関西電力株式会社大飯発電所2号炉)	○令和2年8月28日付け(令和2年12月4日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う大飯発電所2号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設が定められていること、原子炉設置許可に記載された方針に従い廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立する方針であること等を確認。 ○令和3年1月4日に認可。	実用炉審査部門
68			発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(日本原子力発電株式会社敦賀発電所1号炉)	○令和2年9月4日付け(令和3年1月12日付けで一部補正)で、日本原子力発電株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う敦賀発電所1号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設が定められていること、原子炉設置許可に記載された方針に従い廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立する方針であること等を確認。 ○令和3年2月26日に認可。	実用炉審査部門
69			発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所1号炉)	○令和2年9月4日付け(令和3年1月29日付けで一部補正)で、東北電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う女川原子力発電所1号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設が定められていること、原子炉設置許可に記載された方針に従い廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立する方針であること等を確認。 ○令和3年2月26日に認可。	実用炉審査部門
70			発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設)	○令和2年5月22日付け(令和3年1月18日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設(敦賀市)において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること等を確認。 ○令和3年3月29日に認可。	研究炉等審査部門

71		発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号炉及び2号炉)	○令和2年8月18日付け(令和2年12月18日付けで一部補正)で、中部電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う浜岡原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設が定められていること、原子炉設置許可に記載された方針に従い廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立する方針であること等を確認。 ○令和3年3月31日に認可。	実用炉審査部門
72		発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(日本原子力発電株式会社東海発電所)	○令和2年9月18日付け(令和3年1月12日付けで一部補正)で、日本原子力発電株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う東海発電所の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設が定められていること、原子炉設置許可に記載された方針に従い廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立する方針であること等を確認。 ○令和3年3月31日に認可。	実用炉審査部門
73		原子炉等規制法第50条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による再処理事業者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	再処理施設廃止措置計画の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設) ○令和2年10月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海村)において、廃止措置における安全対策(制御室の安全対策、事故対処の有効性評価(事象の選定))に係る廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、高放射性廃液を保有するHAW及びTVFの重要な安全機能(崩壊熱除去機能及び閉じ込め機能)に係るパラメータについて、想定する外部事象に対し健全性を有するTVF制御室で監視できるようにすること、事故対処の有効性評価を実施するに当たって、再処理施設の現況を踏まえ、再処理規則に定める事故事象から蒸発乾固を選定していること等を確認。 ○令和3年1月14日に認可。	研究炉等審査部門
74	核燃料物質の使用の変更の許可関係	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所 横浜庁舎) ○令和2年11月2日付け(令和2年12月15日付けで一部補正)で、国立研究開発法人水産研究・教育機構から、水産資源研究所横浜庁舎(横浜市)における使用施設の一部廃止に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、設備の解体撤去について、設備の解体撤去、汚染検査の方法等の安全対策の方針が示されていることを確認。 ○令和3年1月5日に許可。	研究炉等審査部門
75		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(青山学院大学 相模原キャンパス)	○令和2年8月11日付け(令和2年12月11日付けで一部補正)で、学校法人青山学院から、相模原キャンパス(相模原市)における使用施設及び貯蔵施設の一部廃止等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、設備の解体撤去について、設備の解体撤去、汚染検査の方法等の安全対策の方針が示されていることを確認。 ○令和3年1月6日に許可。	研究炉等審査部門

76		核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について (静岡大学工学部)	○令和2年6月29日付け(令和2年12月17日付けで一部補正)で、国立大学法人静岡大学から、工学部(浜松市)における廃棄施設の新設等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していることを確認。 ○令和3年2月3日に承認。	研究炉等審査部門
77		核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について (九州大学核燃料物質取扱施設)	○令和2年9月1日付け(令和2年12月22日付けで一部補正)で、国立大学法人九州大学から、核燃料物質取扱施設(福岡市)における遠心機の新規設置等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していることを確認。 ○令和3年2月4日に承認。	研究炉等審査部門
78		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 千葉地区)	○令和2年11月20日付け(令和3年3月15日付けで一部補正)で、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構から、千葉地区(千葉市)において、原子力災害時の被ばく医療線量評価に係る高度専門支援等を行うための高度被ばく医療線量評価棟の新設等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していることを確認。 ○令和3年3月24日に許可。	研究炉等審査部門
79		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所)	○令和2年10月12日付け(令和3年2月4日付け及び令和3年3月9日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)において、東京電力福島第一原子力発電所で採取した燃料デブリの分析の実施に伴う使用の目的及び方法の追加等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても燃料デブリの取扱いに係る閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していることを確認。 ○令和3年3月30日に許可。	研究炉等審査部門
80		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (東京農業大学世田谷キャンパス)	○令和3年1月25日付け(令和3年3月5日付けで一部補正)で、学校法人東京農業大学から、世田谷キャンパス(世田谷区)における貯蔵施設及び廃棄施設の新設等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していることを確認。 ○令和3年3月30日に許可。	研究炉等審査部門

81	核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第57条第1項の規定による使用者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所)	○令和3年1月25日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)において、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、線量告示の一部改正に基づく放射線業務従事者の眼の水晶体に係る線量限度が定められていることを確認。 ○令和3年3月26日に認可。	研究炉等審査部門
82			核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所)	○令和2年9月23日付け(令和3年1月26日付けで一部補正)で、東芝エネルギーシステムズ株式会社から、原子力技術研究所(川崎市)において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前検査を実施すること、設計及び工事も含めた使用施設等全体を一体として管理するための施設管理実施計画が定められていること等を確認。 ○令和3年3月30日に認可。	研究炉等審査部門
83			核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター)	○令和2年9月28日付け(令和3年2月10日付けで一部補正)で、公益財団法人核物質管理センターから、東海保障措置センター(東海村)において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前検査を実施すること、設計及び工事も含めた使用施設等全体を一体として管理するための施設管理実施計画が定められていること等を確認。 ○令和3年3月30日に認可。	研究炉等審査部門
84			核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター)	○令和2年9月28日付け(令和3年2月17日付けで一部補正)で、公益財団法人核物質管理センターから、六ヶ所保障措置センター(六ヶ所村)において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前検査を実施すること、設計及び工事も含めた使用施設等全体を一体として管理するための施設管理実施計画が定められていること等を確認。 ○令和3年3月30日に認可。	研究炉等審査部門
85			核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所)	○令和2年12月17日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所(東海村)において、プルトニウム廃棄物貯蔵施設の廃止等に伴う核燃料物質使用変更許可の反映等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、使用の変更の許可の内容が適切に反映されていること等から審査基準に適合していることを確認。 ○令和3年3月30日に認可。	研究炉等審査部門

86			核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(北地区))	○令和3年1月12日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(北地区)(大洗町)において、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、線量告示の一部改正に基づく放射線業務従事者の眼の水晶体に係る線量限度が定められていることを確認。 ○令和3年3月30日に認可。	研究炉等審査部門
87	核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等)	○令和2年10月27日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:耐震改修工事に伴う防護区域非常口扉の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
88		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等)	(87と同件) ○審査の結果、当該非常口扉の変更に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年2月18日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
89	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可関係	原子炉等規制法第57条の5第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可について (旭化成株式会社 製造統括本部川崎製造所)	○令和3年2月5日付け(令和3年3月16日付けで一部補正)で、旭化成株式会社から、製造統括本部川崎製造所(川崎市)における廃止措置計画認可申請あり。 ○審査の結果、解体の対象となる施設及びその解体の方法、放射性廃棄物の管理等が基準に適合していることを確認。 ○令和3年3月30日に認可。	研究炉等審査部門
90	国際規制物質に係る計量管理規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物質使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	計量管理規定の変更の認可について(シンフォニアテクノロジー株式会社伊勢製作所)	○令和3年1月26日付けで、シンフォニアテクノロジー株式会社から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う伊勢製作所(伊勢市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年2月22日に認可。	保障措置室

91		計量管理規定の変更の認可について（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所）	○令和3年2月15日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、組織改正に伴う核燃料サイクル工学研究所（東海村）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年3月2日に認可。	保障措置室
92		計量管理規定の変更の認可について（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構量子生命・医学部門）	○令和3年2月24日付けで、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構から、事業所名称の変更等に伴う量子生命・医学部門（千葉市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年3月12日に認可。	保障措置室
93		計量管理規定の変更の承認について（防衛省防衛装備庁陸上装備研究所）	○令和3年2月26日付けで、防衛省から、事業所名称の変更等に伴う防衛装備庁陸上装備研究所（目黒区）の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年3月16日に承認。	保障措置室
94		計量管理規定の変更の認可について（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門）	○令和3年2月26日付けで、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から、事業所名称の変更等に伴う農業環境研究部門（つくば市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年3月17日に認可。	保障措置室
95		計量管理規定の変更の認可について（日本原子力発電株式会社東海発電所）	○令和3年3月11日付けで、日本原子力発電株式会社から、棚卸間隔の適正化等に伴う東海発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、棚卸間隔の適正化等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年3月26日に認可。	保障措置室

96			計量管理規定の変更の認可について(学校法人立教学院立教大学原子力研究所)	○令和2年3月9日付け(令和3年2月19日付け一部補正)で、学校法人立教学院から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う立教大学原子力研究所(横須賀市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○令和3年3月30日に認可したが、決裁の過程において用いた書類に不備があったため、令和3年5月17日に本変更認可を取り消した。今後、事業者から補正申請を受け、改めて審査を行う予定。	保障措置室
97	指定情報処理機関の事業計画等の認可関係	原子炉等規制法第61条の17第1項の規定による指定情報処理機関の事業計画等の認可及び変更の認可に関する事。	令和3年度事業計画及び収支予算の認可について(情報処理業務)	○令和3年3月9日付けで、指定情報処理機関である公益財団法人核物質管理センターから、令和3年度事業計画及び収支予算の認可申請あり。 ○審査の結果、同センターの情報処理能力、経理的基礎その他業務の信頼性確保の観点から適当と認められることを確認。 ○令和3年3月17日に認可。	保障措置室
98	指定保障措置検査等実施機関の業務規定の認可関係	原子炉等規制法第61条の23の8第1項の規定による指定保障措置検査等実施機関の業務規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	指定保障措置検査等実施機関業務規定の変更の認可について	○令和3年3月17日付けで、指定保障措置検査等実施機関である公益財団法人核物質管理センターから、同センター内の所掌業務の変更等に伴う業務規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、同センター内の所掌業務の変更等に伴う業務規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年3月24日に認可。	保障措置室
99	指定保障措置検査等実施機関の事業計画等の認可関係	原子炉等規制法第61条の23の20において準用する第61条の17第1項の規定による指定保障措置検査等実施機関の事業計画の認可及び変更の認可に関する事。	令和3年度事業計画及び収支予算の認可について(保障措置検査等実施業務)	○令和3年3月9日付けで、指定保障措置検査等実施機関である公益財団法人核物質管理センターから、令和3年度事業計画及び収支予算の認可申請あり。 ○審査の結果、同センターの保障措置検査等実施能力、経理的基礎その他業務の信頼性確保の観点から適当と認められることを確認。 ○令和3年3月17日に認可。	保障措置室
100	東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○令和2年8月11日付け(令和2年12月8日付け一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、原子炉注水系、非常用水源及び格納容器内の不活性雰囲気気の維持機能に係る運転上の制限見直しに係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子炉注水系、非常用水源及び格納容器内の不活性雰囲気気の維持機能に係る運転上の制限について、直近のプラント状況や試験結果などの実績を踏まえた変更がなされていること等を確認。 ○令和3年1月22日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

101	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和2年5月18日付け(令和3年1月14日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、吸着塔の第二セシウム吸着装置及び第三セシウム吸着装置の再利用に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、吸着塔の再利用によって必要な吸着性能が損なわれないこと、使用済吸着材の詰め替え作業に当たっては作業員の被ばく低減が図られること等を確認。</p> <p>○令和3年1月29日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
102	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和2年8月18日付け(令和2年12月24日及び令和3年2月1日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、当直体制の見直しに係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、1~4号機の当直の人数を6名以上から4名以上に変更するとともに初期消火要員を当直に限定しない運用に変更しても当直体制及び初期消火体制への影響はないこと等を確認。</p> <p>○令和3年2月2日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
103	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○平成30年7月25日付け(令和2年9月9日、令和2年10月15日及び令和2年11月19日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、2号機原子炉格納容器内部の詳細調査に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、2号機原子炉格納容器内部の詳細調査について、調査装置等を設置する原子炉格納容器貫通部との接続部には必要な耐震性が確保されること、また調査に先立ち調査装置をベDESTAL内に投入する経路を確保するために干渉物を撤去する作業において、原子炉格納容器内外を隔離するためのバウンダリが常に維持されるとともにダストの放出抑制対策が講じられること、作業員の被ばく低減・災害防止対策が講じられること等を確認。</p> <p>○令和3年2月4日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
104	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和2年9月3日付け(令和2年10月5日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、2023年3月までの放射性固体廃棄物等の保管量及び保管容量の反映に伴う変更に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、今後予定されている工事の計画、類似工事における実績等を考慮して放射性固体廃棄物等の想定保管量が算出されていること、2023年3月末までの放射性固体廃棄物等の保管容量が確保されること等を確認。</p> <p>○令和3年2月9日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
105	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和2年8月19日付け(令和2年11月26日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、5・6号機サブドレン集水設備復旧等に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、サブドレン他水処理施設の処理対象に5・6号機サブドレン水を追加することについて、5・6号機サブドレン集水設備が既認可のサブドレン集水設備に準じた材料や機器等を用いて設置されること、既認可のサブドレン集水設備と同様の方針により水位監視や堰により漏えい防止の措置が講じられること等を確認。</p> <p>○令和3年2月18日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

106		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和2年6月29日付け(令和2年9月7日、令和2年11月18日及び令和3年2月17日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正等に伴う品質マネジメントシステムに係る変更に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正等に伴い、品質マネジメントシステムに係る箇所の変更が適切に行われていること等を確認。</p> <p>○令和3年2月22日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
107		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和2年11月24日付け(令和2年12月18日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、1～4号機外部電源喪失時における受電に関する変更に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、受電に関する運用の変更により、1～4号機プラント設備の外部電源が停止した場合における受電復旧手段の選択の幅が広がり、電源の信頼性が向上すること等を確認。</p> <p>○令和3年3月11日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
108	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	<p>○令和2年9月4日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可申請あり。</p> <p>○申請概要:2019年度の防護措置実績の反映及び2020年度以降の防護措置変更の計画。</p> <p>○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。</p>	核セキュリティ部門
109	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	<p>(108と同件)</p> <p>○審査の結果、特定核燃料物質の防護のために必要な設備の設置及び措置を計画的に進めていることを確認したことから、令和3年1月6日に認可。</p> <p>○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。</p>	核セキュリティ部門

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
110	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関する事。	放射線発生装置の使用許可申請について(日本医科大学武蔵小杉病院)	○令和2年11月26日付けで、学校法人日本医科大学から武蔵小杉病院(川崎市)における放射線発生装置(直線加速装置1台)の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年3月24日に許可。	放射線規制部門
111		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(医療法人徳洲会東京西徳洲会病院)	○令和2年11月24日付けで、医療法人徳洲会から東京西徳洲会病院(昭島市)に放射線発生装置(直線加速装置)1台を追設して、既設と合わせて放射線発生装置を3台とすることについて、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年1月6日に許可。	放射線規制部門
112			放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院)	○令和2年11月26日付けで、社会福祉法人恩賜財団済生会から、済生会滋賀県病院(栗東市)の放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新及び遮蔽の追加並びに廃棄施設(保管廃棄設備)の設置について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用・廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年1月6日に許可。	放射線規制部門
113			放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(東京慈恵会医科大学附属病院)	○令和2年10月12日付けで、学校法人慈恵大学から、東京慈恵会医科大学附属病院(港区)における放射性同位元素の一部使用廃止及び放射線発生装置(直線加速装置)3台のうち1台の移設について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年1月12日に許可。	放射線規制部門
114			放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(山口県立総合医療センター)	○令和2年10月23日付けで、独立行政法人山口県立病院機構から、山口県立総合医療センター(防府市)において放射性同位元素(アフターローディング式治療装置1台)及び放射線発生装置(直線加速器1台)を追加し、それぞれ2台とする等の変更申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素等の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年1月14日に許可。	放射線規制部門

115	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (市立島田市民病院)	○令和2年11月26日付けで、島田市病院事業管理者から、市立島田市民病院(島田市)の新棟に放射線発生装置(直線加速装置)1台を設置し、既設と合わせて放射線発生装置を2台とすることについて、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年1月22日に許可。	放射線規制部門
116	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(総合病院国保旭中央病院)	○令和2年12月8日付けで、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院(旭市)において直線加速器1台を増設し、放射線発生装置を4台とすること及び廃棄施設(保管廃棄設備)を設置する変更申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年1月25日に許可。	放射線規制部門
117	放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について(大阪大学放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター)	○令和2年4月7日付け(令和2年12月28日付け一部補正)で、国立大学法人大阪大学から、放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター(吹田本館)(吹田市)において、隣接する同学医学系研究科を統合し、1つの使用承認事業所とすること及び放射性同位元素の種類追加等に係る変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年1月29日に承認。	放射線規制部門
118	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(大型放射光施設(SPring-8))	○令和2年9月16日付けで、国立研究開発法人理化学研究所から、大型放射光施設(SPring-8)(佐用町)における放射性同位元素の種類及び数量の追加、削減並びに、放射線発生装置(シンクロトロン(蓄積リング)放射光ビームライン)における測定効率化のため分光器追加等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用にあたって、使用施設及び貯蔵施設の構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年2月3日に許可。	放射線規制部門
119	放射性同位元素の承認使用に係る変更承認申請について(承認) (東京医科歯科大学統合研究機構研究基盤クラスターリサーチコアセンター)	○令和2年9月30日付けで、国立大学法人東京医科歯科大学から、統合研究機構研究基盤クラスターリサーチコアセンター(文京区)における作業室の一部廃止及び排水設備増設等に係る変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年2月12日に承認。	放射線規制部門

120		放射性同位元素の承認使用に係る変更承認申請について(広島大学原爆放射線医科学研究所)	<p>○令和2年9月7日付け(令和2年11月26日付け一部補正)で、国立大学法人広島大学から原爆放射線医科学研究所(広島市)において放射性同位元素を新設棟へ移設するための変更承認申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年2月25日に承認。</p>	放射線規制部門
121		放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について(千葉大学医学部附属病院)	<p>○令和2年10月29日付けで、国立大学法人千葉大学から医学部附属病院(千葉市)において、放射線発生装置を既設の3台に加えて新棟に3台設置及び放射性同位元素(アフターローディング式治療装置1台)の追加等の変更承認申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射性同位元素等の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年3月16日に承認。</p>	放射線規制部門
122		放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(医療法人沖繩徳洲会湘南鎌倉総合病院)	<p>○令和2年11月25日付けで、医療法人沖繩徳洲会から湘南鎌倉総合病院(鎌倉市)に新設する先端医療センターに放射線発生装置を3台設置し、既設棟と合わせ計5台とする等の変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置等の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年3月30日に許可。</p>	放射線規制部門
123	特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係	放射性同位元素等規制法第26条の2第1項の規定による特定許可使用者に係る合併又は分割の認可(重要なものを除く。)に関すること。	<p>○令和3年2月17日付けで、埼玉県から令和3年4月1日に下記県立病院の権利義務を分割して、新設される地方独立行政法人埼玉県立病院機構に承継するための認可申請があった。</p> <p>対象となる病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県立循環器・呼吸器病センター(熊谷市) ・埼玉県立がんセンター(伊奈町) ・埼玉県立小児医療センター(さいたま市) <p>○審査の結果、許可使用者の地位が適切に承継されること等を確認。</p> <p>○令和3年3月24日に認可。</p>	放射線規制部門
124		放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用者である法人の分割に係る認可申請について(名古屋市)	<p>○令和3年3月17日付けで、名古屋市から令和3年4月1日に下記市立病院の権利義務を分割して、公立大学法人名古屋市立大学に承継するための認可申請があった。</p> <p>対象となる病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市立東部医療センター(名古屋市) ・名古屋市立西部医療センター(名古屋市) <p>○審査の結果、許可使用者の地位が適切に承継されること等を確認。</p> <p>○令和3年3月30日に認可。</p>	放射線規制部門